

屋外広告物のしおり

美しいまちなみのために



新潟県

はじめに

なぜ、屋外広告物にはルールが必要なのでしょうか？

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物は、私たちにさまざまな情報を提供し、また、街の活気やにぎわいを演出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれます。

しかし、広告物が無秩序に氾濫すると、街なみや自然の美しさを損ねてしまいます。また、管理がおろそかになると、広告物の落下による事故など人々に危害を及ぼすおそれもあります。

そこで、新潟県では新潟県屋外広告物条例を制定し、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について必要なルールを定めています。

このしおりは、そのルールを、屋外広告物業務に携わる方だけではなく、広く県民の方々にもご理解いただくために分かりやすく解説したものです。

新潟県の自然環境と街なみをいつまでも美しく、安全に保つためにご協力をお願いします。

〈注意〉

- 1 新潟県屋外広告物条例の適用される地域は、新潟市、新発田市及び佐渡市を除く県内全域となります。

新潟市の地域については、新潟市屋外広告物条例が適用されます。

新発田市及び佐渡市の地域については、新発田市屋外広告物条例及び佐渡市屋外広告物条例がそれぞれ適用されます。（屋外広告業の登録を除く。）

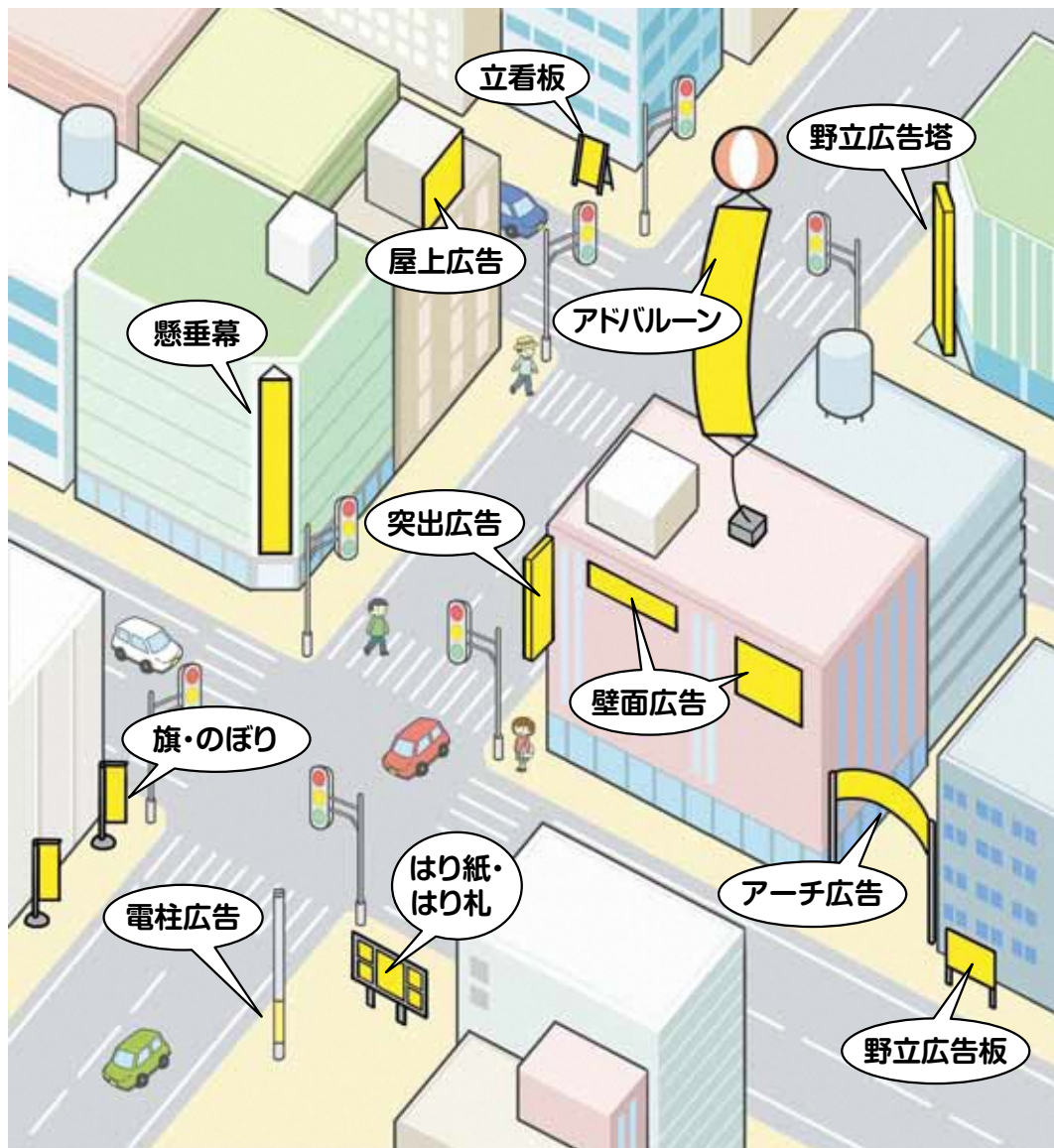
- 2 このしおりの内容は、令和2年4月1日現在のものです。

屋外広告物とは何か？

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

このように、屋外広告物とは、商業広告だけでなく、営利を目的としないものや、行事や催物の案内板、シンボルマーク等も含まれ、その表示内容にかかわらず屋外広告物ということになります。

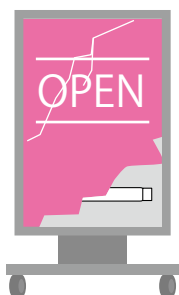
なお、街頭で配布されるビラやチラシなどは、定着性がなく、「常時又は一定の期間継続して」いるとはいえないこと、またサッカー場や野球場の中で表示されているものは、「公衆に表示」されているものとはいえないことから屋外広告物には該当しません。



禁止広告物とは？

禁止広告物とは、次のような広告物のことをいい、県内どこでも一切表示し、または設置することができません。（条例第5条）

- 著しく汚れ、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機や道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



禁止物件とは？

禁止物件とは、次に掲げる物件のことをいい、地域に関係なく、原則として禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできません。（条例第6条）

橋、植樹帯、信号機、道路標識、道路上のさく（ガードレールや歩道柵等）消火栓、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、ガスタンク、銅像、記念碑、電柱・街灯柱
その他電柱の類（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のみ禁止）など



禁止地域とは？

禁止地域とは、次のような地域又は場所のことをいい、そこでは原則として広告物を表示し、又は設置することができません。(条例第7条)

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば表示し、又は設置することができます。(→P 6 参照)

- 都市計画区域の中に定められた用途地域のうち、第一種・第二種低層住居専用地域
- 景観地区、風致地区
- 高速道路、新幹線から両側 300m 以内の区域（用途地域を除く。）(→P 5 図参照)
- 旧弥彦山有料道路、旧奥只見有料道路、旧越後七浦有料道路から両側 100 m 以内の区域（用途地域を除く。）

許可地域（許可が必要な地域）とは？

許可地域とは、禁止地域以外で次のような地域又は場所のことをいい、そこでは広告物を表示し、又は設置するには、原則として許可が必要です。(条例第8条)

ただし、自家用広告物については、一定の基準内であれば許可なく表示し、又は設置することができます。(→P 6 参照)

- 都市計画法の規定により指定された都市計画区域 (→P 5 図参照)
- 一般国道及び県道のうち主要地方道、鉄道又は軌道の境界線から両側 100m 以内の区域 (→P 5 図参照)
- 高速道路、新幹線の境界線から両側 300m を超え 500m 以内の区域 (→P 5 図参照)
- 風致保安林、文化財指定建物及びその敷地
- 自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- 国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域

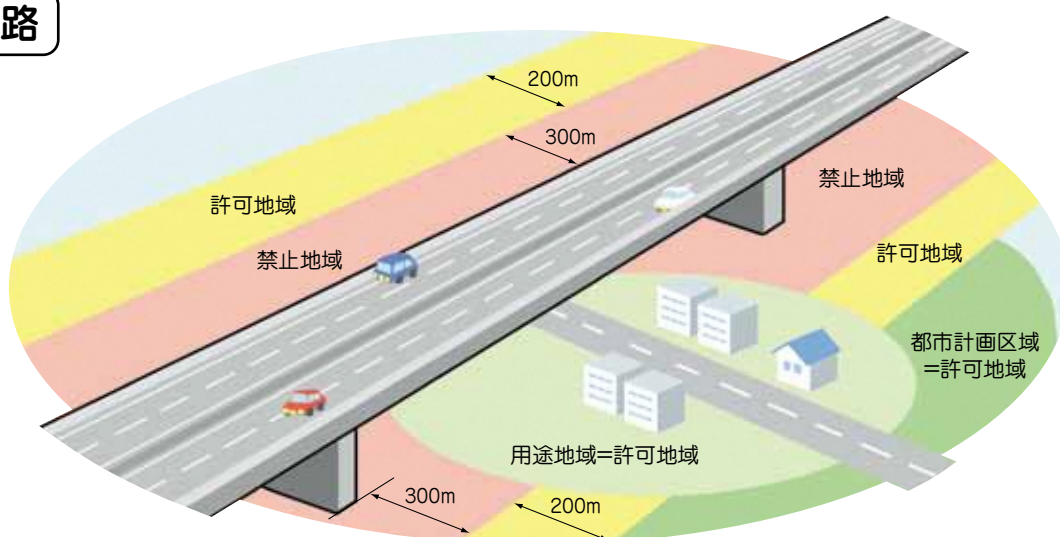
禁止地域や許可地域に該当しない地域は？

禁止地域や許可地域に該当しない地域は、広告物の許可は必要ありませんが、表示又は設置に当たっては、良好な景観の形成、風致の維持並びに公衆の危害防止に努めなければなりません。

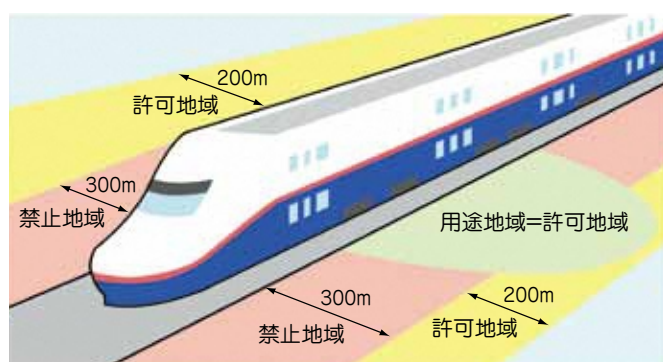
また、禁止地域や許可地域に該当しない地域であっても、禁止広告物を表示し、又は設置したり、禁止物件に広告物を表示し、又は設置することはできませんので、ご注意ください。(→P 3 参照)

※禁止地域及び許可地域を図に示すと、次のようになります。

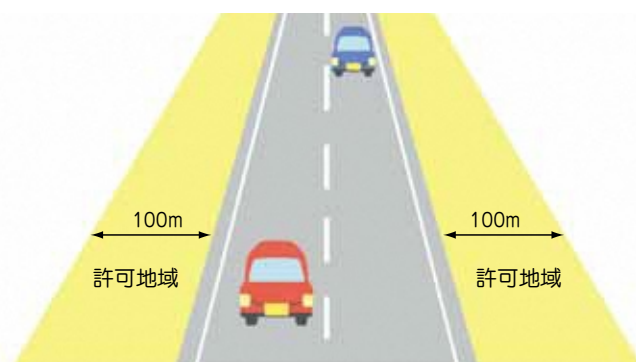
高速道路



新幹線



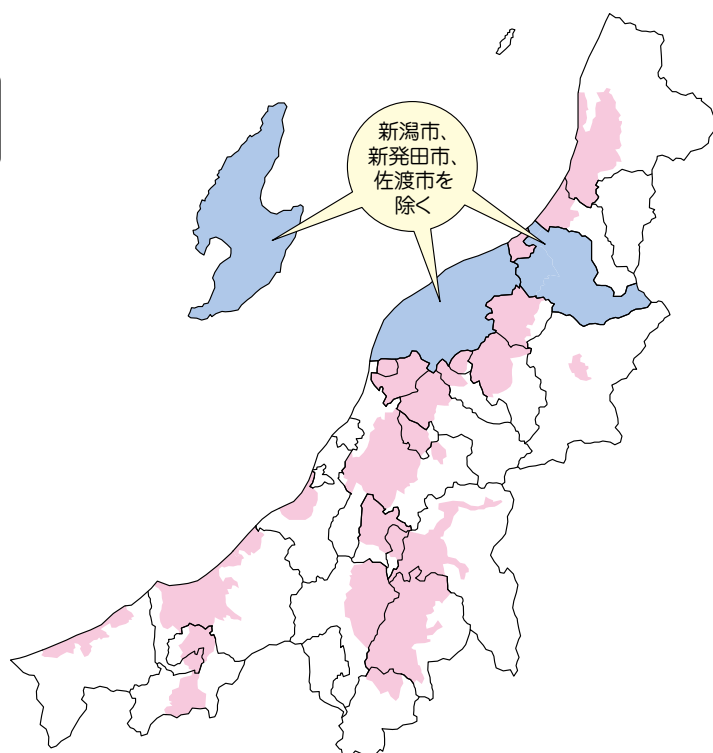
一般国道・主要地方道・鉄道沿線



都市計画区域(許可地域)のエリア(イメージ図)

※ 都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことで、知事が指定します。

なお、用途地域は、都市計画区域の中に定められます。



適用除外となる自家用広告物の主な基準

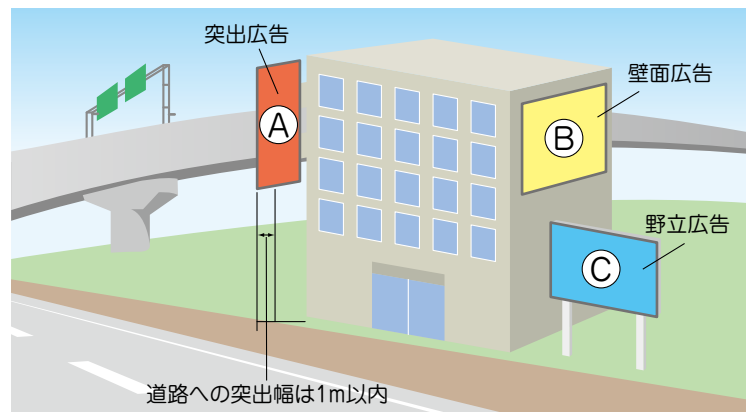
禁止地域又は許可地域であっても、自家用広告物（自己の氏名、店名などを自己の住所、営業所等に表示又は設置する広告物）で次のような基準を満たすものについては、許可を得ずに表示し、又は設置することができます。（条例第10条第1項）

■禁止地域内の自家用広告物（広告旗を除く。）の主な基準

- 営業所等につき3個以内であること
- 広告物の表示面積の合計が10㎡以内であること

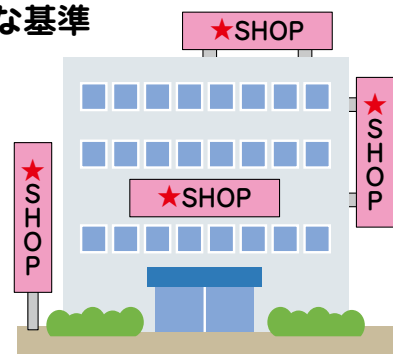
例：① + ② + ③ ≤ 10㎡

- 道路への突出幅は1m以内であること
- 屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること 他



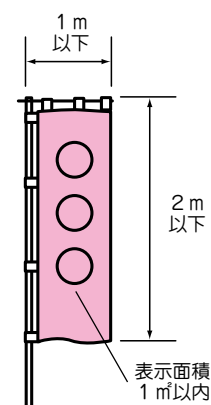
■許可地域内の自家用広告物（広告旗を除く。）の主な基準

- 営業所等につき5個以内であること
- 広告物の表示面積の合計が10㎡以内であること
- 道路への突出幅は1m以内であること 他



■自家用広告物（広告旗に限る。）の主な基準

- 営業所につき10個以内であること
- 大きさ（支柱は除く。）は、1個当たり縦2m以下、横1m以下の範囲で、表示面積は1㎡以内であること
- 道路上に突き出さないものであること
- 営業時間内に限り、表示し、又は設置するものであること 他



その他適用除外となる主な広告物

次のような広告物には、条例の規制のうち一定の事項が適用されませんが、表示し、又は設置する場合はあらかじめ最寄りの地域振興局等にお問い合わせください。（条例第9～11条、13条）

(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① 法令の規定により表示し、又は設置するもの
- ② 公職選挙法による選挙運動のために使用するもの 他

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物で表示面積が合計 10 m²以内であるほか、一定の基準に適合するもの
- ② 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置するもの
- ③ 人、動物、車両及び船舶等に表示するもの
- ④ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、庁舎及びその敷地内に設置・表示するもの、又は庁舎敷地以外に表示・設置するもので表示面積が 4 m²以内のもの

(3) 禁止物件に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① トンネル、街路樹、信号機等に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの
- ② 送電塔、煙突、ガスタンク等にその所有者又は管理者が自己の氏名、店名又は営業の内容等を表示し、又は設置するもの

(4) 許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物で 1 m²以内のもの

- ① 次に定めるもののうち、営利を目的としないもの
 - ・ 政治、学術、文化又はスポーツに関する講演会その他の活動にかかるもの
 - ・ 町内会や自治会その他公共的団体が公共的目的のために表示し、又は設置するもの
- ② 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等
- ③ ①・②以外のもののうち、表示・設置期間が5日を超えないもの

禁止地域内であっても例外的に表示・設置が認められる広告物

禁止地域内であっても、次に該当する広告物は、許可を受けて例外的に表示し、又は設置することができます。（条例第12条）

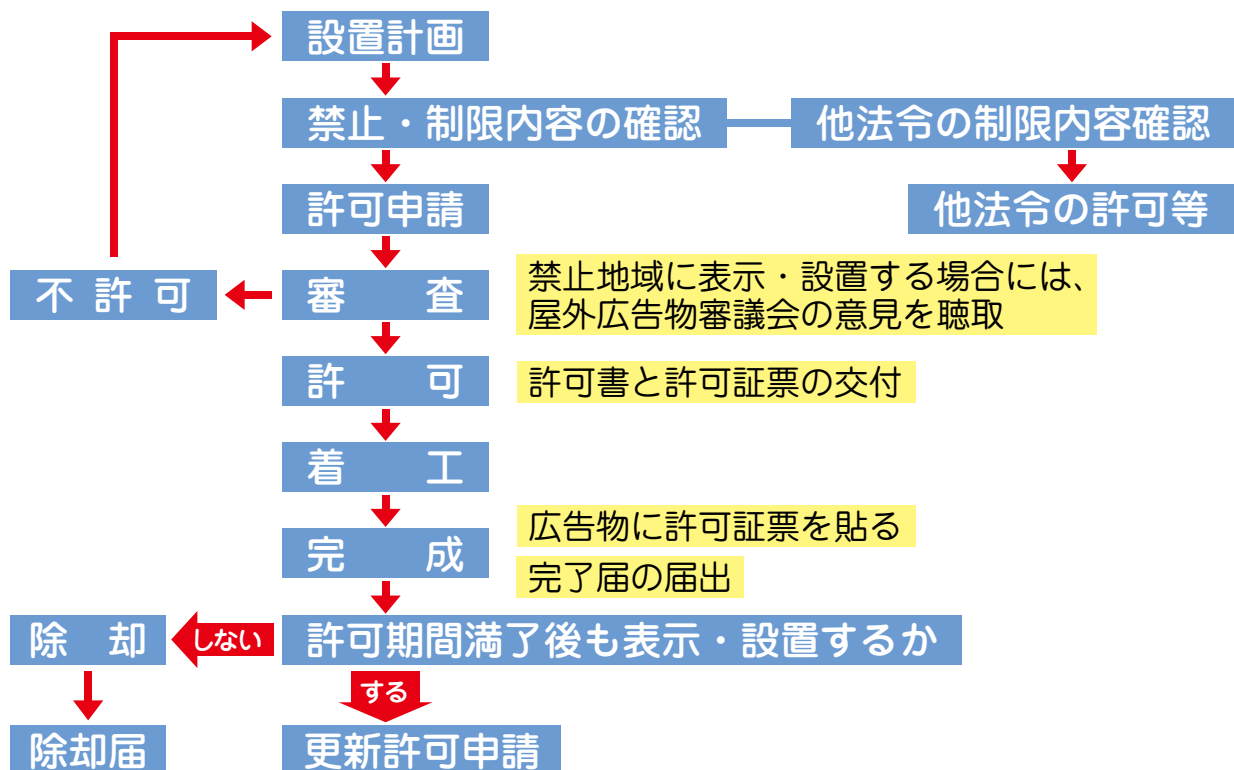
なお、次の(3)から(6)までに該当する広告物は、許可を受けるに当たり、原則として屋外広告物審議会の意見を聴く必要があります。

- (1) 自家用広告物で6ページの適用除外基準に該当しないものであっても、一定の基準に適合するもの
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、一定の基準に適合するもの
- (3) 高速道路や新幹線等の利用者から見えない位置に表示し、又は設置するもので、許可地域内に表示し、又は設置する場合の許可基準に適合しているもの
- (4) 一般国道や主要地方道に接していない営業所等を案内するために表示し、又は設置する野立広告板等であって、次の基準に適合するもの
 - ① 表示又は設置が営業上特に必要であること
 - ② 表示面積が1面2㎡以内、合計4㎡以内で、高さが3m以下であること
 - ③ 営業所ごとに2個以内であること 他
- (5) 高速道路の出入口付近に観光地、観光施設等の案内を行うために表示し、又は設置する野立案内誘導看板で、次の基準に適合するもの
 - ① 観光振興を目的とする法人その他の団体又は観光施設の設置者など5者以上が共同で設置すること
 - ② 表示面積は広告の数に3㎡を乗じた面積（最大30㎡）以内であること
 - ③ 高さは10m以下であること 他
- (6) 高速道路の休憩所又は給油所に観光及び産業の振興に資することを目的として表示し、又は設置する野立広告板等で、次の基準に適合するもの
 - ① 観光・産業の振興を目的とする法人その他の団体又は観光施設等の設置者など5者以上が共同で設置すること
 - ② 表示面積は10㎡以内であること
 - ③ 高さは3m以下であること 他

※(4)から(6)までの広告物等については、それぞれの基準の他、禁止地域内であることから、次の基準にも適合する必要があります。

- ・ 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること

屋外広告物の許可手続き



- 許可手続きは、広告物を表示し、又は設置する場所を所管する地域振興局又は市町村で行います。（巻末の「新潟県屋外広告物許可申請の窓口・問い合わせ先」を参照して下さい。）
- 許可申請には、表示・設置する広告物の種類等に応じた手数料が必要となります。
県の収入証紙により納付してください。（市町村で申請する場合は異なります。）
なお、禁止地域内に表示・設置する場合の許可申請で、審議会の意見が必要となるものについては、上記手数料とは別に、手数料が加算されますのでご注意ください。
- 許可を受けるためには、許可基準に適合していなければなりません。
（→P11～15参照）
- 許可を受ける広告物には、原則として管理者の設置が必要です。
- 広告物の高さが4mを超える場合は、建築基準法による工作物の確認を要するなど他法令による許可等が必要な場合がありますので、確認してください。
- 許可を受けた広告物を変更・改造しようとするときは、変更許可が必要です。
（→P10参照）
- 許可期間満了後も広告物を表示し、又は設置しようとするときは、更新許可が必要です。（→P10参照）

許可申請に必要な書類

【新規申請】

- 表示（設置）許可申請書 正副2通

【許可地域：第1号様式、禁止地域：第2号様式の2】

（添付書類）

- ・設置場所及びその付近の見取り図 ※禁止地域の場合、カラー写真を追加
- ・広告物等の形状、寸法、構造、色彩、意匠等に関する仕様書及び図面又は見本
- ・設置場所が自己所有等でない場合は、所有者等の承諾書又はその写し
- ・他の法令による許可が必要な場合は、その許可を受けたことを証する書面又はその写し
- ・高さ4mを超える広告物の場合は、管理者が有資格者である旨を証する書面又はその写し

【変更申請】

- 変更（改造）許可申請書 正副2通

【許可地域：第5号様式、禁止地域：第5号様式の2】

（添付書類）

新規申請と同じ ※禁止地域の場合、カラー写真を追加

【更新申請】

- 更新許可申請書 正副2通

【第3号様式】

（添付書類）

- ・広告物等の現況のカラー写真
- ・広告物等点検書（第4号様式）
- ・設置場所が自己所有等でない場合は、所有者等の承諾書又はその写し
- ・他の法令による許可が必要な場合は、その許可を受けたことを証する書面又はその写し
- ・高さ4mを超える広告物の場合は、管理者が有資格者である旨を証する書面又はその写し

広告物等を表示・設置する者の義務

1 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の際に交付された証票（ステッカー）を張り付けるか、許可証印を受けなければなりません。

2 管理義務

広告物の設置者又は管理者は、広告物に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

3 点検

広告物の安全管理のために、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化や損傷の状況の点検を行わなくてはなりません。

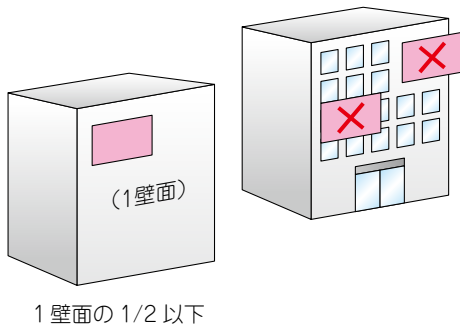
4 除却義務

広告物の設置者又は管理者は、許可期間が満了し更新許可申請を行わないとき、若しくは許可が取り消されたとき、又は設置の必要がなくなったときは、広告物を取り外し、その旨を地域振興局又は市町村に届け出なければなりません。

許可地域内における許可基準

広告物は、その種類によって、許可の基準が定められています。（条例第14条）

壁面広告



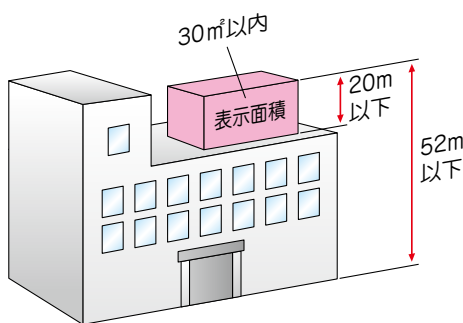
【表示面積】

1 壁面当たり当該壁面（窓及び開口部を含む）の面積の2分の1以下

【その他】

- (1) 壁面の端から突き出さないもの
- (2) 窓又は開口部をふさがないもの
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

屋上広告



【広告物等の高さ】

20 m以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下

【広告物等の上端までの高さ】

地上から52 m以下

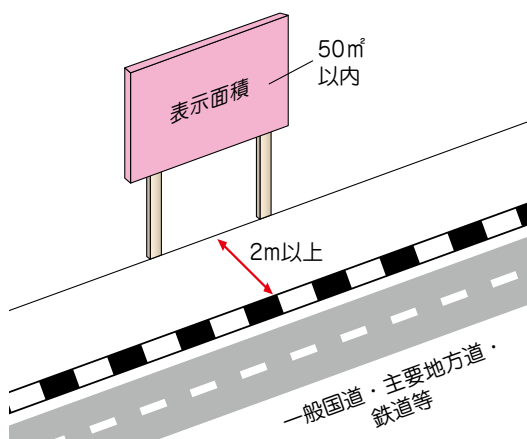
【表示面積】

30 ㎡以内（鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はこれらに類する強度をもつ建物を利用する場合を除く）

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔①（自家用広告物）



【表示面積】

50 ㎡以内

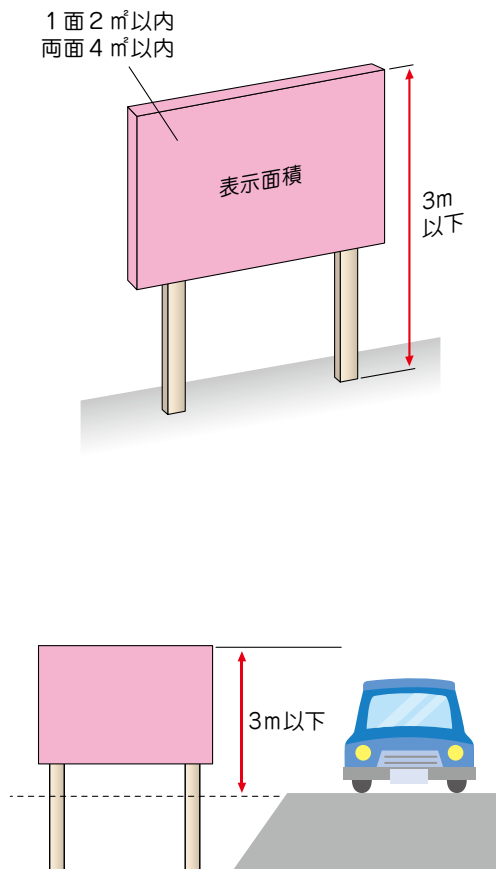
【位置】

一般国道・主要地方道・鉄道等の敷地から2 m以上 ※用途地域、家屋連たん区域を除く

【その他】

- (1) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないもの
- (2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔②（案内看板）



【個数】

営業所等につき 2 個以内

ただし、案内しようとする場所から営業所等までの間に 3 箇所以上の交差点があり、かつ、2 個ではその営業所等を案内することが困難である場合は、4 個以内

【表示面積】

1 面 2 ㎡以内で、合計 4 ㎡以内

ただし複数の事業者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、次の基準に適合するもの

- ① 1 事業者当たり 1 面 2 ㎡以内、合計 4 ㎡以内
- ② 1 面 10 ㎡以内、合計 20 ㎡以内

【広告物等の上端までの高さ】

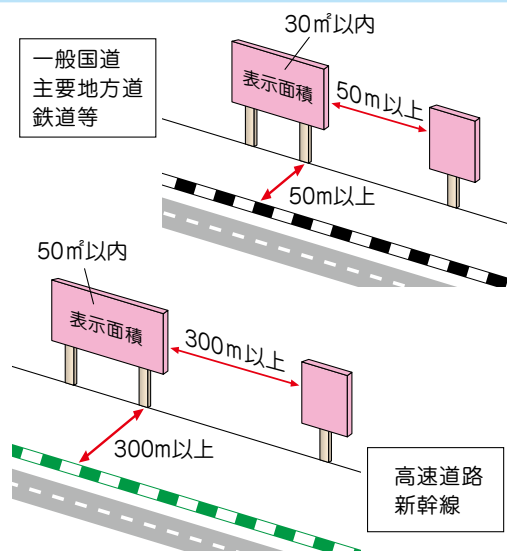
3 m 以下

ただし、広告物等の設置面が道路面よりも低い場合は、当該道路面を基準として 3 m 以下

【その他】

- (1) 案内等のために必要な文言又は図表に限り表示するもの
- (2) 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないもの
- (3) 道路上に突き出さないもの
- (4) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

野立広告板、野立広告塔③（その他）



【表示面積】

30 ㎡以内（高速道路及び新幹線沿線の場合 50 ㎡以内）

【位置】

一般国道・主要地方道、鉄道等の敷地から 50 m 以上 ※用途地域、家屋連たん区域を除く

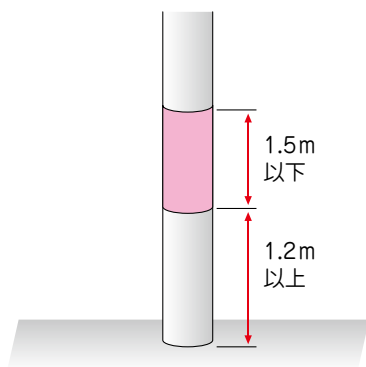
【相互間の距離】

50 m 以上（高速道路及び新幹線沿線の場合 300m 以上）※用途地域、家屋連たん区域を除く

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

電柱類広告①（巻き付け、又は直接塗装するもの）



【表示又は設置個数】

柱 1 本につき 1 個以内

【長さ】

1.5 m 以下

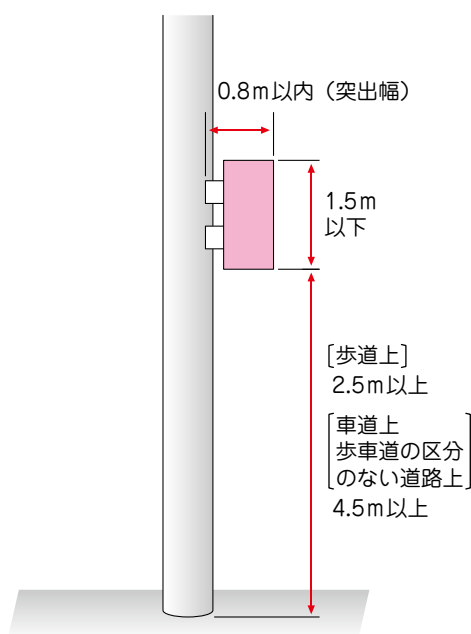
【広告物等の下端までの高さ】

地上から 1.2 m 以上

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

電柱類広告②（そで付けにするもの）



【表示又は設置個数】

柱 1 本につき 1 個以内

【長さ】

1.5 m 以下

【突出幅】

0.8 m 以内

【広告物等の下端までの高さ】

歩道上の場合

地上から 2.5 m 以上

車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合

地上から 4.5 m 以上（※）

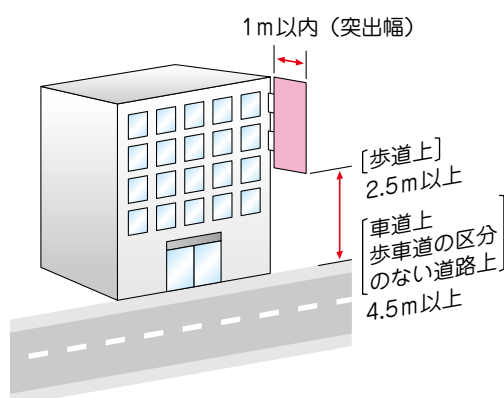
【掲出方向】

原則として道路の外側

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

突出広告



【表示又は設置個数】

1 壁面につき 3 個以内

【道路への突出幅】

1 m 以内

【広告物等の下端までの高さ】

歩道上の場合

地上から 2.5 m 以上

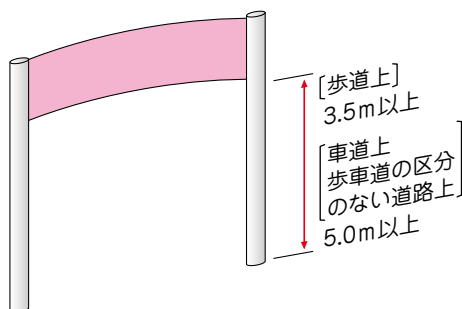
車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合

地上から 4.5 m 以上（※）

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

アーチ広告



【広告物等の下端までの高さ】

歩道上の場合

地上から3.5 m以上

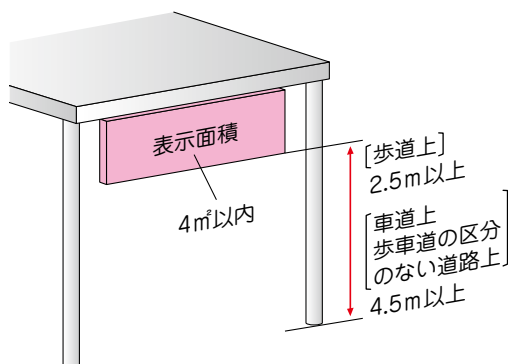
車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合

地上から5.0 m以上

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

つり下げ広告



【表示面積】

4 ㎡以内

【広告物等の下端までの高さ】

歩道上の場合

地上から2.5 m以上

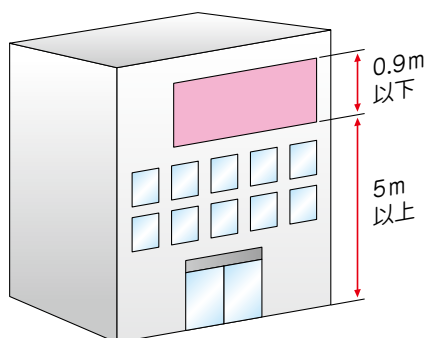
車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合

地上から4.5 m以上(※)

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

横断幕



【大きさ】

幅0.9 m以下

【広告物等の下端までの高さ】

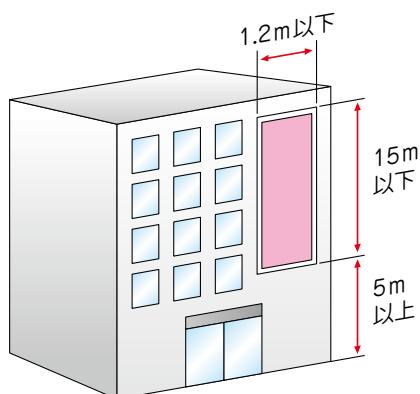
地上から5 m以上

【その他】

(1) 外周に風圧に耐える措置が施されているもの

(2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

懸垂幕



【大きさ】

長さ15 m以下、幅1.2 m以下

【広告物等の下端までの高さ】

地上から5 m以上

【その他】

(1) 外周に風圧に耐える措置が施されているもの

(2) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

(※) 道路占用の基準とは異なる場合がありますので、道路占用が伴う場合は、所管の道路管理者へ確認してください。

はり紙



【表示面積】

1.5 ㎡以内

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

はり札等



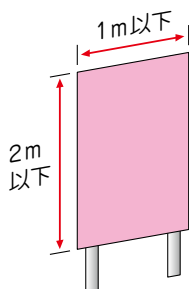
【表示面積】

1.0 ㎡以内

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

立看板



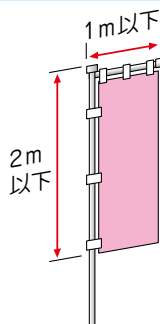
【大きさ】

縦 2 m 以下、横 1 m 以下

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

広告旗



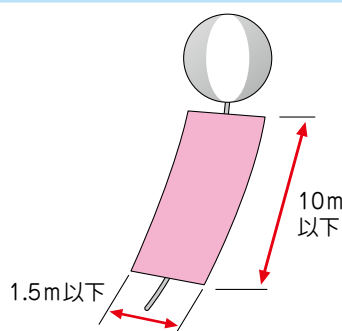
【大きさ（支柱を除く）】

縦 2 m 以下、横 1 m 以下

【その他】

蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

アドバルーン



【その他】

- (1) 長さ 10 m 以下、幅 1.5 m 以下の布片等で表示し、主綱に十分緊結するもの
- (2) 掲揚中に建物その他の工作物等に接触しないもの
- (3) 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

許可申請手数料・許可期間

種 類		手数料の額		許可期間
		単位	金 額	
は り 紙		1 枚	5 円	2 ヶ月 以内
は り 札 等		1 枚	1 0 0 円	3 ヶ月 以内
立 看 板 等		1 個	3 0 0 円	
広 告 旗		1 個	4 3 0 円	
横 断 幕 懸 垂 幕		1 個	4 3 0 円	
電 柱 類 広 告		1 個	4 0 0 円	3 年 以内
野 立 広 告 板 野 立 広 告 塔 屋 上 広 告 壁 面 広 告 突 出 広 告 ア ー チ 広 告 つり下げ広告	面積が1㎡以内のもの	1 個	7 0 0 円	
	面積が1㎡を超え 3㎡以内のもの	1 個	1,1 0 0 円	
	面積が3㎡を超え 5㎡以内のもの	1 個	1,6 0 0 円	
	面積が5㎡を超え 10㎡以内のもの	1 個	2,7 0 0 円	
	面積が10㎡を超 えるもの	1 個	2,700円に10㎡を超える面積 5㎡までごとに1,100円を加 算した額	
ア ド バ ル ー ン		1 個	1,5 0 0 円	3 ヶ月 以内

屋外広告業の登録等

1 屋外広告業の登録

新潟市を除く県内で屋外広告業を営もうとする方は、県に登録しなければなりません。この場合、営業所ごとに業務主任者を置くことが義務付けられています。（条例第29条） ※新潟市内で営業する場合は、新潟市の登録が必要です。

●手数料 1万円（県収入証紙により納付）

●有効期間 5年間

●業務主任者の選任

【新規、更新申請】更新申請の場合、期間満了日30日前までに申請してください。

登録申請書（第12号様式） ※県収入証紙を貼付

（添付書類） ・誓約書（第12号様式の2）

・業務主任者経歴書（第13号様式）

・登録申請者等経歴書（第14号様式）

・業務主任者の資格を証する書面の写し

・登記事項証明書（3カ月以内のもの）個人の場合は、住民票

【変更申請】変更のあった日から30日以内に申請してください。

変更登録申請書（第15号様式）

（添付書類） 変更理由によって、以下の書類

変更内容	必要書類
氏名又は名称及び住所	・法人の場合 登記事項証明書 個人の場合 住民票の写し
営業所の名称及び所在地	・登記事項証明書
法人の役員の氏名	・誓約書 ・登記事項証明書 ・登録申請者等経歴書
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	・誓約書 ・登録申請者等経歴書 ・住民票の写し
業務主任者の氏名	・業務主任者経歴書 ・業務主任者の資格を証する書面の写し

【廃業される場合は】廃業理由が発生した日から30日以内に届け出をしてください。

廃業届（第16号様式）

2 屋外広告物講習会

県では、広告物の表示又は設置に関する専門知識を修得していただくために、屋外広告物講習会を開催しています。講習会修了者は、業務主任者となることができます。

●開催 年1回（新潟県と新潟市で隔年の主催）

●受講手数料 4,000円（一部科目の免除者3,000円） ※県収入証紙により納付

広告物の表示・設置に対する措置

1 措置命令

維持や管理が適正でない広告物については、広告物の設置者又は管理者に対し、県から改修等の必要な措置を命ぜられることがあります。

2 許可の取消し

許可の条件や措置命令に違反したり、虚偽の申請により許可を受けた場合は、県の許可を取り消されることがあります。

3 除却命令

違反広告物については、県から除却等の措置を命ぜられることがあります。

なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、県が自ら除却する場合があります。

4 立入検査

広告物の設置者又は管理者は、必要な限度において県から資料の提出を求められ、又はその広告物のある土地若しくは建物に立ち入り、広告物の検査を受けることがあります。

5 罰則

次のいずれかに該当する場合は、罰則の適用を受けることがあります。

- 除却命令に違反した場合→ 50万円以下の罰金
- 許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や場所に広告物を設置したとき、あるいは期限を過ぎても広告物を除却しなかったりした場合→ 30万円以下の罰金
- 立入検査を拒んだり、又は妨げた場合等→ 20万円以下の罰金

屋外広告業者に対する措置

1 指導、助言及び勧告

屋外広告業者は、良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止のために、県から必要な指導、助言及び勧告を受けることがあります。

2 登録の取消し等

不正の手段により登録を受けた場合や営業所ごとに業務主任者が選任されていない場合などは、登録の取消しや営業の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。

3 立入検査

屋外広告業者は、必要な限度において県から資料の提出を求められ、又は営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査を受けることがあります。

4 罰則

次のいずれかに該当する場合は、罰則の適用を受けることがあります。

- 屋外広告業の登録を受けないで、屋外広告業を営んだ場合、又は不正の手段により登録を受けた場合等→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 登録内容に変更があった場合において変更届出をしなかった場合や、業務主任者を選任しなかった場合→ 30万円以下の罰金
- 立入検査を拒んだり、又は妨げた場合等→ 20万円以下の罰金
- 廃業届出を怠った場合、又は標識を掲げていない場合や帳簿を作成していない場合等→ 5万円以下の過料

新潟県屋外広告物許可申請の窓口・問い合わせ先

令和2年4月

広告物の設置場所	窓 口 機 関	住 所	電話・FAX
村上市、岩船郡関川村、 岩船郡粟島浦村	県村上地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒958-8585 村上市田端町6番25号	電話 0254(52)7956 FAX 0254(53)4511
阿賀野市、北蒲原郡聖籠町	県新発田地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号	電話 0254(26)9196 FAX 0254(26)6449
胎内市	胎内市役所 地域整備課	〒959-2693 胎内市新和町2-10	電話 0254(43)6111 FAX 0254(43)4179
新発田市	新発田市役所 新建築課	〒957-0053 新発田市中央町5-2-13	電話 0254(26)3557 FAX 0254(26)3559
五泉市	県新潟地域振興局 新津地域整備部 庶務課行政係	〒956-8625 新潟市秋葉区新津4524-1	電話 0250(24)9662 FAX 0250(24)7355
新潟市	新潟市の各区役所建設課にお問い合わせください。		
東蒲原郡阿賀町	県新潟地域振興局 津川地区振興事務 総務課行政係	〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川1861番地1	電話 0254(92)4749 FAX 0254(92)5701
加茂市、南蒲原郡田上町、 西蒲原郡弥彦村	県三条地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒955-0046 三条市興野1丁目13番45号	電話 0256(36)2304 FAX 0256(36)2290
三条市	三条市役所 建設課	〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号	電話 0256(34)5511 FAX 0256(32)6677
燕市	燕市計画課	〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地	電話 0256(77)8263 FAX 0256(92)2118
長岡市、小千谷市、 三島郡出雲崎町	県長岡地域振興局 地域整備部 庶務課行政第1係	〒940-8567 長岡市沖田2丁目173-2	電話 0258(38)2619 FAX 0258(38)2676
見附市	見附市役所 建設課	〒954-8686 見附市昭和町2丁目1番1号	電話 0258(62)1700 FAX 0258(63)5775
魚沼市	県魚沼地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒946-0004 魚沼市大塚新田91-4	電話 025(792)8314 FAX 025(792)7401
南魚沼市	県南魚沼地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒949-6680 南魚沼市六日町960	電話 025(772)3952 FAX 025(772)2618
南魚沼郡湯沢町	湯沢町役場 建設課	〒949-6192 南魚沼郡湯沢町大字神立300番地	電話 025(784)4852 FAX 025(780)6072
十日町市、中魚沼郡津南町	県十日町地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒948-0037 十日町市妻有町西2丁目1番地	電話 025(757)9482 FAX 025(752)5329
柏崎市	県柏崎地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒945-8558 柏崎市三和町5番55号	電話 0257(21)6311 FAX 0257(24)0346
刈羽郡刈羽村	刈羽村役場 建設課	〒945-0397 刈羽郡刈羽村割町新田215番地1	電話 0257(45)3919 FAX 0257(45)2818
上越市、妙高市	県上越地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒943-8551 上越市本城町5番6号	電話 025(526)9505 FAX 025(525)2392
糸魚川市	県糸魚川地域振興局 地域整備部 庶務課行政係	〒941-0052 糸魚川市南押上1丁目15番1号	電話 025(553)1965 FAX 025(552)9674
佐渡市	佐渡市役所 建設課	〒952-1292 佐渡市千種232番地	電話 0259(63)5118 FAX 0259(63)3765

屋外広告業登録申請の窓口・問い合わせ先

・新潟県内(新潟市を除く)で屋外広告業を営もうとする場合

県内に営業所がある → 主たる営業所の所在地を所管する県地域振興局地域整備部

県内に営業所がない → 都市政策課

※新潟市内で屋外広告業を営もうとする場合

→ **新潟市都市政策部都市計画課** 〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602番地1
電話 025-226-2825(直通)

新潟県土木部都市局都市政策課都市行政係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-280-5426(直通)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/toshiseisaku/1197216942701.html>